



光回線サービスの勧誘トラブルに注意



助言



事例

大手通信事業者を名乗り「電話代が安くなる。」と電話がかかってきた。
 光回線サービスの変更手続きかと思い、指示されるまま大手通信事業者のHPから転用番号を取得し伝えた。
 後日、知らない業者から請求書が届き、契約先が変更されていることに気が付いた。



2015年2月より、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）が光回線の卸売を開始し、卸売を受けた様々な事業者（光コラボレーション事業者）が、光回線を販売しています。

光コラボレーション事業者が販売する光回線は、光コラボレーション事業者との契約になります。NTT西日本との契約ではありません。元々NTT西日本と光回線を契約していた人は、転用番号を光コラボレーション事業者に伝えるだけで、光コラボレーション事業者の光回線に乗り換えることができます。転用するとNTT西日本との光回線は解約になります。

光コラボレーション事業者との契約になることや、契約内容を十分に理解しないまま契約してしまっているケースが見られます。契約前に必ず事業者名やサービス名等を確認しましょう。

勧誘を受けてもすぐに返事をせず、契約内容等を十分に確認し、現在の契約内容と比べた上でよく検討しましょう。契約後、別の光コラボレーション事業者に乗り換えたり、NTT西日本に戻る際は、新規契約となり、中途解約の違約金等や工事が発生したり、電話番号が変わることがあります。契約内容が理解できなかった場合や必要がない場合はきっぱり断りましょう。

光回線の契約は、電気通信事業法の初期契約解除制度で、書面受領日から8日間は中途解約の違約金の負担なく契約解除が可能です。ただし、事務手数料や、工事が実施されていた場合は工事費、利用したサービス料金等は支払う必要があるため注意が必要です。トラブルになった場合は早めに消費生活センターに相談しましょう。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）